

葛巻町告示第49号

エコ・エネ総合対策事業費補助金交付要綱（平成24年葛巻町告示第18号）の全部を次のように改正し、令和6年度分の補助金から適用する。

令和6年7月23日

葛巻町長 鈴木 重 男

エコ・エネ総合対策事業費補助金交付要綱の全部を改正する告示

エコ・エネ総合対策事業費補助金交付要綱（平成24年葛巻町告示第18号）（以下「旧要綱」という。）の全部を次のように改正する。

エコ・エネ総合対策事業費補助金交付要綱

（目的）

第1条 新エネルギー及び省エネルギーを両輪としたエネルギー政策による環境にやさしいまちづくりを進めるため、新エネルギー設備及び省エネルギー設備等の導入並びに集団資源回収を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で葛巻町補助金交付規則（昭和35年葛巻町規則第5号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新エネルギー 太陽光及びバイオマスを利用して得られるエネルギー並びに太陽熱が持つエネルギーをいう。
- (2) 省エネルギー 電気及び燃料等の使用量削減並びにエネルギーを効率的に使用することをいう。
- (3) 集団資源回収 地域の団体が日時や場所を決めて資源物を回収し、資源回収業者に引き渡すことで、ごみの減量と資源循環を図る活動をいう。

（補助金の交付対象事業、交付対象経費及び補助金の額）

第3条 補助金の交付対象事業、交付対象経費及びこれに対する補助金の額は、別表1のとおりとする。ただし、購入及び導入する設備は未使用品のものに限り、リース又はレンタルによって導入される設備は交付対象外とする。

2 別表1の左欄に掲げる交付対象事業（クリーンエネルギー自動車の購入及び集団資源回収事業を除く）に対する補助金の交付は、住宅（太陽光発電シ

システムの導入にあっては、導入システムにより発電された電気が供給される住宅）１棟につき１回限りとする。ただし、本要綱又は旧要綱の規定による補助金（以下「既交付補助金」という。）の交付を受けてから、別表２に掲げる年数を経過している場合はこの限りではない。

３ 補助金はくずまき商業協同組合が発行するくずまき商品券で交付する。ただし、別表１の左欄に掲げる集団資源回収事業に対する補助金は現金で交付する。

（補助対象者）

第４条 補助対象者は、別表３に掲げる者とする。

（申請の取り下げ）

第５条 規則第８条第１項に規定する申請の取り下げ期日は、補助金の交付決定通知を受領した日から起算して１５日以内とする。

（提出書類及び提出期日）

第６条 規則及びこの要綱に定める書類、これに添付する書類並びに提出期日は、別表４のとおりとする。

（財産の処分の制限）

第７条 補助対象者は補助事業により取得した財産について、交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、又は担保に供し、又は廃棄してはならない。ただし、あらかじめエコ・エネ総合対策事業費補助金に係る財産処分承認申請書（様式第５号）を町長に提出し承認を受けた場合、又は別表５に掲げる期間を経過した場合は、この限りではない。

（補助金の返還等）

第８条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１） 補助金の申請に関し、偽りその他不正の行為があったとき。

（２） この要綱の規定に違反したとき。

（３） 前各号に掲げるもののほか、町長が補助金交付決定の全部又は一部を取り消す相当の理由があると認めるとき。

２ 町長は、前項の規定により補助金交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該交付した補助金の全額又は一部の額の返還を命ずることができる。

（調査協力）

第９条 町長は、補助対象者に対し必要に応じて導入した設備の使用状況等の調査に協力を求めることができる。

（その他）

第１０条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

別表 1（第 3 条関係）

交付対象事業	交付対象経費	補助金の額
太陽光発電システムの導入	太陽光発電システムの導入費用。対象事業は、町内の、住宅、その他の建築物又は土地に設置するもので、発電した電気を住宅に供給するものとする。ただし、全量売電する場合は対象外とする。	太陽光パネルモジュールの公称最大出力 1 kW につき 10 万円とし、50 万円を限度とする。（千円未満の端数は切り捨て）
定置用蓄電池の導入	定置用蓄電池の導入費用。ただし、常時、太陽光発電システムと接続し、当該発電設備が発電する電力を充放電できるものであること。	蓄電池容量 1 kWh につき 5 万円とし、25 万円を限度とする。（千円未満の端数は切り捨て）
木質バイオマス熱利用設備の導入	木質ペレット、薪、木質チップ及び木屑等を燃料とするストーブ又はボイラー及びその他付属機器（煙突等）の導入費用。	導入費用の 2 分の 1 以内の額とし、30 万円を限度とする。（千円未満の端数は切り捨て）
クリーンエネルギー自動車の購入	電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、ハイブリッド自動車又はクリーンディーゼル自動車の購入費用。 なお、対象車種は道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 2 条第 2 項及び第 3 項に規定する自動車及び原動機付自転車とする。ただし、貨物自動車、11 人乗り以上の自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車及び、業務で使用する自動車は対象外とする。	1 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車又は燃料電池自動車 車両本体価格の 10 分の 1 以内の額とし、20 万円を限度とする。（千円未満の端数は切り捨て） 2 ハイブリッド自動車又はクリーンディーゼル自動車 車両本体価格の 10 分の 1 以内の額とし、5 万円を限度とする。（千円未満の端数は切り捨て）
高効率給湯器の導入	二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器、潜熱回収型給湯器、燃料電池システム給湯器、太陽熱利用温水器、強制循環型ソーラーシステムの導入	導入費用の 2 分の 1 以内の額とし、3 万円を限度とする。（千円未満の端数は切り捨て）

	費用。	
L E D照明設備の導入	L E D照明設備の導入費用。	導入費用の2分の1以内の額とし、3万円を限度とする。(千円未満の端数は切り捨て)
家庭用生ごみ処理機の購入	1 電動式生ごみ処理機（電気等を用いて発酵又は乾燥等の方法により分解する機械）の購入費用。ただし、単に生ごみを粉碎し、下水道等に排出する機器を除く。 2 生ごみ処理容器（コンポスト容器その他生ごみを堆肥化するための容器）の購入費用。	1 生ごみ処理機 購入費用の2分の1以内の額とし、3万円を限度とする。(千円未満の端数は切り捨て) 2 生ごみ処理容器 購入費用の2分の1以内の額とし、8千円を限度とする。(千円未満の端数は切り捨て)
集団資源回収事業	資源として再利用できる古紙類（新聞紙、雑誌、段ボール、牛乳パック）、空き缶（アルミ缶、スチール缶）、瓶類（ビール瓶、一升瓶）、瓶ケースを回収業者に売却した重量を基に左記の計算方法で求めた額及び年間活動費。	1 団体あたり、年間活動費 3,000 円に、下記に定める資源物ごとの単価に重量又は本数を乗じて求めた額を合算した額とする。 古紙類（新聞紙、雑誌、段ボール、牛乳パック）、空き缶（アルミ缶、スチール缶） 5 円/kg 瓶類（ビール瓶、一升瓶） 5 円/本 瓶ケース 5 円/箱

別表 2（第 3 条関係）

設備	年数
太陽光発電システム	20 年
定置用蓄電池	10 年
木質バイオマス熱利用設備	10 年
クリーンエネルギー自動車	10 年
高効率給湯器	10 年
L E D照明設備	15 年
家庭用生ごみ処理機	5 年

別表 3（第 4 条関係）

交付対象事業	補助対象者
別表 1 の左欄に掲げる交付対象事業（クリーンエネルギー自動車の購入及び集団資源回収事業を除く。）	ア 町内に住所を有し、自ら居住する町内の住宅で交付対象事業（太陽光発電システムの導入にあつては、町内の、住宅、その他の建築物又は土地に設置するもので、発電した電気を自ら居住する町内の住宅に供給する事業）を実施する者。 イ 町税に滞納がない者
クリーンエネルギー自動車の購入	ア 町内に住所を有し、自家用車として自ら使用する目的で購入する者 イ 過去に既交付補助金の交付を受けていないこと。ただし、既交付補助金の交付を受けてから別表 2 に掲げる年数を経過しているはこの限りではない。 ウ 車両所有者、車両使用者が同じであること。ただし、所有権留保付きローンを利用して購入する場合は除く エ 使用の本拠の位置が町内であること オ 町税に滞納がない者
集団資源回収事業	次のいずれかの資源回収業者に売却する、町内の自治会、PTA、子供会又は学校 ア 岩手県再生資源商工組合加盟業者 イ 岩手県資源回収協同組合加盟業者 ウ 町長が認める資源回収業者

別表 4（第 6 条関係）

条 項	交付対象事業	提出書類及び添付書類	様 式	提出部数	提出期日
規則第 4 条の規定による書類	別表 1 の左欄に掲げる交付対象事業（集団資源回収事業を除く。）	エコ・エネ総合対策事業費補助金交付申請書（添付書類） ア 領収書 イ 対象経費の内訳が分かる書類（内訳書、見積書又は請求書） ウ 設備の仕様が分かる書類	第 1 号	1 部	事業完了の日が属する年度の 3 月 31 日まで

		エ その他町長が必要と認める書類			
	集団資源回収事業	エコ・エネ総合対策事業費補助金（集団資源回収事業）交付申請書 （添付書類） ア 回収業者が発行する計量伝票又は精算票 イ 団体活動内容等を明らかにした書類（総会資料等）	第 2 号	1 部	資源回収を実施した日が属する年度の 3 月 31 日まで
規則第 13 条第 1 項の規定による書類	別表 1 の左欄に掲げる交付対象事業（集団資源回収事業を除く。）	エコ・エネ総合対策事業費補助金交付請求書	第 3 号	1 部	別に定める
	集団資源回収事業	エコ・エネ総合対策事業費補助金（集団資源回収事業）交付請求書	第 4 号	1 部	別に定める

別表 5（第 7 条関係）

設備	年数
太陽光発電システム	17 年
定置用蓄電池	6 年
木質バイオマス熱利用設備	6 年
クリーンエネルギー自動車	4 年 ただし、2 輪・3 輪自動車は 3 年
高効率給湯器	6 年
L E D 照明設備	15 年
家庭用生ごみ処理機	5 年

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

葛巻町長

様

住 所

氏 名

電 話

エコ・エネ総合対策事業費補助金交付申請書

年度において、エコ・エネ総合対策事業費補助金の交付を受けたいので、エコ・エネ総合対策事業費補助金交付要綱第 6 条及び葛巻町補助金交付規則第 4 条により、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 導入する対象設備について

交付対象事業 ※複数事業を申請の場合 適宜行を追加すること。	製造事業者名 (メーカー名) 及び機種名	事業完了 年月日	交付対象経費	交付申請額
		年 月 日	円	円
		年 月 日	円	円
合計			円	円

3 導入する場所

4 確認事項

確認項目	確認欄(✓してください)
補助金の交付決定にあたり、税務担当課で保有する町税の納付状況に係る情報について、この補助金の担当職員が確認することに同意する。	☐ はい ☐ いいえ
交付対象設備を別表 5 に掲げる期間中、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、又は担保に供し、又は廃棄しない。	☐ はい ☐ いいえ

(添付書類)

ア 領収書

イ 対象経費の内訳が分かる書類（内訳書、見積書又は請求書）

ウ 設備の仕様が分かる書類

エ その他町長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

葛巻町長

様

団 体 名

代表者住所

代表者氏名

代表者電話

エコ・エネ総合対策事業費補助金（集団資源回収事業）交付申請書

年度に集団資源回収事業を実施したので、エコ・エネ総合対策事業費補助金交付要綱第6条及び葛巻町補助金交付規則第4条により、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
 (1) 年間活動費 円
 (2) 実績額(c) 円

2 実績内訳

品名	数量(a)	単位	単価(b)	実績額(c)=(a)×(b)	参加者	
古紙類（新聞紙、雑誌、 段ボール、牛乳パック）		kg	5 円	円	子供 人 大人 人	
空き缶（アルミ缶、スチール缶）		kg	5 円	円	合計 人	
瓶類（ビール瓶、一升瓶）		本	5 円	円	回収地区名	
瓶ケース※瓶は分けて記載		箱	5 円	円		
合 計				円		
回収業者 1 住 所 代表者名	印					回収対象世帯 世帯
回収業者 2 住 所 代表者名	印					

3 振込先

金融機関名	支店名	口座区分
		普通 ・ 当座
口座番号	口座名義	フリガナ

（添付書類）

ア 回収業者が発行する計量伝票又は精算票

イ 団体活動内容等を明らかにした書類（総会資料等）

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

葛巻町長 様

住 所

氏 名

印

電 話

エコ・エネ総合対策事業費補助金交付請求書

年 月 日付け葛巻町指令 第 号で補助金交付決定通知のあった、エコ・エネ総合対策事業費補助金について、エコ・エネ総合対策事業費補助金交付要綱第6条及び葛巻町補助金交付規則第13条第1項により、次のとおり補助金の交付を請求します。

記

金

円

様式第 4 号（第 6 条関係）

年 月 日

葛巻町長 様

団 体 名

代表者住所

代表者氏名

印

代表者電話

エコ・エネ総合対策事業費補助金（集団資源回収事業）交付請求書

年 月 日付け葛巻町指令 第 号で補助金交付決定通知のあった、エコ・エネ総合対策事業費補助金（集団資源回収事業）について、エコ・エネ総合対策事業費補助金交付要綱第 6 条及び葛巻町補助金交付規則第 13 条第 1 項により、次のとおり補助金の交付を請求します。

記

金

円

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

葛巻町長 様

住 所
氏 名
電 話

エコ・エネ総合対策事業費補助金に係る財産処分承認申請書

年 月 日付け葛巻町指令 第 号で補助金交付決定を受け取得した財産を下
記のとおり処分したいので、エコ・エネ総合対策事業費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、承認を
申請します。

記

- 1 処分する設備
- 2 処分の方法
- 3 処分の時期
- 4 処分の理由